

# 市民法の生成と解体(三)

宮川澄

はしがき

- 一 封建法の構造とその社会的役割(一二巻二号)
- 二 封建法の物質的基礎の変移
- 三 市民法思想の形成(以上一二巻三号)
- 四 市民法の構造と理念(本号)
  - (1) 市民法の構造
  - (2) 市民法の理念
- 五 市民法の社会的役割(以下次号)
- 六 市民法の物質的基礎の変移
- 七 市民法の分解と社会法の成立  
むすび

## 四 市民法の構造と理念

われわれは本誌一一巻三号において、封建法のもつ物質的基礎の変移を素描的にあとづけてきた。そしてその理解の基礎に、これまでの封建法のもつ思想的根底そのものが、そうした新しい社会・経済的諸条件によって、批判・

克服されざるをえなくなったことを概観してきたわけである。さてこの小稿では、それにひき続いて、ほぼつぎのような諸点を明らかにしたいと予定している。まず第一の課題は、この市民法的思想という強力な精神的支柱にさきえられて、ますます増大し、発展していく資本主義的生産関係を規制していく市民法が、どのような法論理的な構造をとって、完成されていくことになるかということである。そして第二の課題は、それがどのように理念的表現をもちいているかである。この項ではこれらを解明しようとしているわけである。だがそうした諸課題ととりくんでいくためには、どうしても準備的作業を必要とする。そのためこれまでの叙述をいまいちどこで整理し・要約しておく。それはわれわれのこの項における諸課題との関連性を理解させ、出発点を明確にすることができるからである。

さてこれまでの叙述はつぎの点に力点がおかれていたといえる。それはこれまでのふるい封建社会の胎内に生じた新しい社会・経済的諸条件、つまり資本主義的生産関係が社会全体に急激な諸変化を引き起す要因になったこと。従ってこの物質的な社会関係を基礎としてなり立っていた精神的な法律思想に重大な影響を与えたこと。そしてとう然のことながら、われわれの法律および法律制度もその例外とはなりえず、大きく変移せざるをえなくなってきたということであった。これまでの叙述の課題の焦点は、すべてそうした側面にあわせて考察してきたのであった。そうした視角にたつて、われわれは巨視的にみて、これまでの封建的農奴生産をその存立の物質的基盤として成立し、従って封建的諸關係に法律的秩序をあたえ、封建的諸關係を維持し・擁護してきた封建法自体が、ほりくずされざるをえなかったという事実のなかに、集中的表現をみいだすことができたのである。それは、新しい社会・経済的諸条件のもとでは、これまでの封建法自体がその身にまとうてきた諸特質が、もはやその社会一般の法律的秩序と

はなりえず、また人々の法律的確信によつても支えられなくなったことを意味していた。それは發展しつつある新しい資本主義的生産關係に、封建法が適合しえなくなつたことを意味している。なぜならば封建法は、新しい資本主義的生産の展開にたいして、強い阻止的要因に轉化し、そうした社会的機能を現實にはたすものに変質してしまつたためであつた。封建法におけるこれら一切の変化は、とう然のことながら、いわゆる新しい社会の要求と現實の社会生活にもとづく、實際的な法律關係に適合しえないものとしての、客觀的な地位をあたえることになつた。新しい資本主義的生産關係が發展すればするほど、人々はじぶん自身の生活體驗によつて、封建法が現實の社会生活にとつて役に立たないということを直接に經驗していった。とう時の人々は、それを通じて社会關係にとつて封建法が、否定的作用をはたしている事實をはつきりと確信していった。そのことはこれまでの封建法自体を否定して、そこに新しい資本主義的生産關係の發展に役立つところの、法律および法律制度の形成の思想上の変化・鬭争を、人のあいだによび起すことはいうまでもないことであつた。しかもこれらの人々の思想上の変化をよりどころとして、封建社会の諸矛盾の政治的總決算がなされた。それはブルジョア革命であつた。このブルジョア革命によつて、新しい資本主義的生産關係の自由な發展を擁護していく、法律および法律制度・市民法の樹立の要求が實現されたのである。それは資本主義的生産關係を物質的基礎として形成されたものであつた。これがほぼ前項までの叙述の要約である。

そこでつぎの課題は、そのような歴史的過程を経過し、現實に形成されることになつたこの市民法が、どのような法律的構造をもつたものとして示されているか。そしてこの市民法は、どのような法律的原理によつて、貫徹されているかを理解することである。ただここでつぎの点をおことわりして置きたい。それはこの小稿で取り扱う内容は、

もちろんそうした観点に視点をむけているわけである。しかしこの小稿での叙述の方法は、『市民法の構造と理念』とが資本主義的生産関係をどのように維持し、擁護すればよいか、そのためには市民法はどんな法律的構造と理念をもつことになるかという、いわば逆説的な観点に焦点を合わせていることである。このことは第一に、この小稿が次項で取扱う『市民法の社会的役割』の解明のための前提となっていること。そして第二に、筆者の著書・論文(たとえば『民法学研究についての一考察』△立教経済学研究九卷一号、九卷二号、一〇卷一号・一九五五年五月―一九五六年六月▽や『民法講義・総論』△青木書店・一九五七年一月▽など)で、すでにそうした側面からの考察をなしているから、重複することをさげたいためである。つまりこの小稿ではそうした配慮がなされているわけである。そのためもしもそれらの筆者の諸論稿を併読していただければ幸であると考えている。

#### (一) 市民法の構造

さて、いうまでもなく市民法は、資本主義的生産関係の形成とその発展を通じて、次第にそれに照応したものとして、法律的体系をもつものに確立していくわけである。これまでの封建社会の胎内のなかにあって、成長しつつあった諸商品の流通関係が、封建社会自体を次第にとらえるようになると、資本主義的生産関係は社会の普遍的な・一般的なものとして、その力量を発揮せざるをえない。われわれはそうした封建社会の胎内に内臓されていた諸矛盾が、どういう事態をともなったかについて、歴史的事実に従って理解してきたわけである。かつて封建社会における年貢や賦役などは、いずれも封建社会の搾取形態となっていた。はじめはそれはたんに封建領主の胃の腑を満足させるだけのものであり、ただ生産手段の領有者としての封建領主の直接的消費を目的として、あらわされていたのである。従

ってその限りにおいて牧歌的たりえたのであった。しかしのちになって、それは異った機能と意味をもつようになったのである。それは商業の発達、つまり商品交換の拡大と商品市場の形成とにうながされて、これまでの固定化された年貢の内容をば変化させてきたからである。このことは多くの実例が事実を示している。たとえば年貢をみて、たんに農産物ばかりではなく、手工業製品、毛や麻などの紡績・織物などから成立することも、まれではなくなってきたというような事実はみなそれである。それだけでなくさらに特定の領有地では、一步進んで年貢はもっぱら手工業的製品に限られると指定されることも存在するようになってきた。こうして封建社会の胎内には、諸商品の流通関係が相互に作用しあって、ますます多くの単純商品生産または小商品生産が展開することになったのである。このような社会・経済的条件のもとでは、封建的土地保有農民または隸農たちは、これまでの封建的土地関係の規範から解放されざるをえなくなる。事実かれらは独立で自由な土地所有関係にたち、いわゆる独立自営農民に転化・上昇していくという、歴史的な過程を経過していくのである。もちろんこうして誕生した独立自営農民は、いまでもなく原則的にいえば、もちろん家族労働の協業によってなりたっていた。しかし同時にこれらの独立自営農民は、生産手段を、つまり土地を自から支配し、土地の所有者として立ちあらわれているわけである。従ってその限りにおいては、これまでの封建的土地保有農民・隸農とは異った性格をもったものであった。もともとそれらの独立自営農民の商品生産は、いままでもなく単純な商品生産または小商品生産なのである。そしてそれはけっして資本家的な商品生産であるとはいえなかった。しかしだからといって、これまでのような封建的なものは、けっしていえないものであった。

これらの封建社会のなかに生じた社会的な生産諸関係の変化によって、これまでの封建的農奴生産そのものを、そ

の物質的基礎として構築されてきた封建法は、その存立の基礎を失なってしまったことを意味している。つまり封建法はもはやそのとう時に要求されていた、封建的な社会關係にたいする法律的秩序として、適合しえないものであることを、はっきり示したのである。F. Engels は "Ludwig Feuerbach der Ausgang der Klassischen deutschen Philosophie, 1838" のなかで、このことを下記のような言葉で述べている。すなわち、『ブルジョアジーによって動員された新生産諸力——まず分業、それからマニユファクチュア全体におけるその多数の部分労働者の結集——と、これによって発展させられた交換条件および交換要求とは、ある一定の段階にたつて、もはや歴史的に伝承され法律によって聖化されているところの現存の生産秩序と調和両立しえないもの、すなわち封建的社会体制のギルド的およびその他の無数の個人的ないし地方的特権（これらの特権は、非特権的な身分のものどもにとつては、それだけ多くの極端であつた）と調和両立しえないものとなつた。ここにブルジョアジーを代表者とする生産諸力は、封建的な地主とギルドの親方を代表者とする生産秩序にたいして、反旗をひるがえした。イギリスでは徐々に、フランスでは一挙にたつきこわされた<sup>2)</sup>のであると。もちろんこうした封建法および封建法的法律制度上の諸変化は、いつでも典型的な・特定の形態をともなつて、あらゆる国において同じように実現されたわけではない。F. Engels もそれぞれの国の歴史的考察によつて、そのことを示している。たとえばイギリスでは、そうした生産的秩序にたいする反抗、つまり政治的諸変化はじょじょになされ、従つて、法律制度上の諸変化もじょじょに起つたこと。そしてフランスはイギリスとは反対に一挙に・急激に、それがなされたことを述べている。そこで、これから理解をすすめるために、必要な範圍で、ごく簡単にイギリスとフランスとのそれを比較しておきたい。

(1) 高橋幸八郎 市民革命の経済的基礎構造（法律時報三〇巻四号△一九五八年四月▽）七二ページ

(2) F. Engels: Ludwig Feuerbach und der Ausgang der Klassischen deutschen Philosophie, 1885. (邦訳『マルヘエ選集』一五卷下△大月書店 一九五〇年一月▽四九二―四九三ページ)

(3) F. Engels は "Development of Socialism from Utopia to Science. 1892." のなかで、『一八三〇年のブルジョアジーは前世紀のそれとひじょうにちがった性格のものであった。当時なお貴族階級の掌中にたもたれていた新興の産業ブルジョアジーの要求に対抗して発動された政治的権力は、いまではあらたな経済上の利害関係とは両立しなくなった。貴族階級にたいするあらたな斗争の開始は必至であった。そしてこのあらたな斗争は、あらたな経済力の勝利よってのみ最終しうるものであった。一八三〇年のフランス革命に刺戟されて、まず第一に選挙法改正案があらゆる反対にもかかわらず通過した。これによってブルジョアジーには議会での公認の有力な地位があたえられた。それからつぎに穀物法が廃止され、これによって一挙に土地貴族にたいする彼らブルジョアジーの支配的優位がとりわけ彼らのうちでもっとも活動的な分子であった製造業者たちの支配的優位が確立された。これはじつにブルジョアジーの最大の勝利であった。だがこれはまた、ブルジョアジーが自分たちだけでその利を独占した最後の勝利であった。それ以後の勝利においては、いつでも彼らは、その利をある一つの新興の社会的勢力——最初のうちは彼らと同盟していたがのちには彼らと競争するにいたる新興の社会的勢力——とわかちあわなければならなかった』(邦訳『マルヘエ選集』一四卷上△大月書店 一九五〇年六月▽六九ページ)ことを明らかにしている。

まずイギリスにおいてはフランスのそれと異って、封建法的な諸制度が完全に打破されず、ながく存続することになった。これはつぎの事情によるといいうる。すなわち新興のブルジョアジーは、イギリスの支配階級をなす一つの階級に成長し、その構成分子となることができた。しかしブルジョアジーは、これまでの封建的大地主と妥協し、手をたづさえて労働者階級を抑圧することに利益をもったのである。このことがイギリスにおける法律制度上の諸変化の漸次的移行の要因となっていた。F. Engels はやはり "The Development of Socialism from Utopia to Science. 1892." のなかでこのことを叙述している。すなわち『イギリスではその革命前の制度が革命後にも打破されないで存続し、大地主と資本家のあいだには妥協が成立した。そしてそれらのことが、それぞれ判例の存続された

ことや封建的な法律形態が、そのまま保存遵奉されたことに、その表現をみいだしたのであった。しかるにフランスでは、その革命は過去の伝統との完全な絶縁をなしとげ、封建制度の最後の痕跡までも一掃した。そしてその民法典<sup>コード・ネブル</sup>のなかに、ふるいローマ法——マルクスによって「商品生産」の段階と名づけられた一つの経済的發展段階からうまれた法律的諸関係のほぼ完全な表現——の近代資本主義的諸関係への典型的な適用をうみだした。それはあまりにも典型的なので、この革命的なフランス法典はこんにちでもなおあらゆる国で——イギリスも例外ではなく——所有権の改正にさいしその模範としてやくだてられているほどである<sup>4)</sup>と。

これに反してフランスでは、その革命はこれまでの伝統との完全な絶縁をなしとげ、封建制度の最後の痕跡までも一掃してしまった。このフランス革命は封建地代を無償で廃棄してしまった。このことによってフランスの隷農は、完全に独立で自由な土地を所有する農民に転化し、封建的諸制約から解放されることとなったのである。ことに社会的生産の基礎である生産手段である土地にたいする私的諸関係の法律制度的保障は、これまでの封建法的諸規制を消滅させてしまうか、あるいははまったくそれを無力なものにしてしまった。このことによって封建法の崩壊は、加速度的に農民層の分解過程をよび起したのである。特定の社会で生産様式が変化することは、生産手段にたいする所有関係の変化を意味している。なぜならば法律制度としてあらわれる所有 (Eigentum) は、歴史的な発展段階におけるそれぞれの社会構成体における物質的關係としての所有關係を示すものだからである。従って、この所有關係の法律的な・イデオロギー的な表現形態が、所有 (Eigentum) にほかならないのである。そのためこの物質的關係である所有關係が生産諸關係の基底となり、同時に必然的に生産諸關係として、あらわれることになるわけである<sup>5)</sup>。

かくして生産手段にたいする私的諸關係の展開は、農民の農業生産における小商品生産化を、いっそう急速に



促進させていく。それは産業資本主義のための国内市場を不断に拡充させることを可能とする。そして産業資本<sup>II</sup>資本制生産方法は、やがて農業生産そのものをとらえ、やがて農業そのものを資本のもとに従属させてしまうことになる。そのことは、やがて小農的土地所有をば、資本主義的生産にもっとも適合した私的(資本主義的)所有に転化させることを意味している。この土地関係における近代的土地所有関係の法律制度的な確認は、これまで人々をしばらくつけてきた封建的土地所有関係を完全に分解し、転化させてしまうことによって、はじめて実現されることになる。従ってフランス革命が封建的諸関係を根底から打破するためには、自由な土地所有・自由な商品交換という人々の社会関係にたいするあらゆる自由を、市民法的規制として、社会の基本的な発展路線として公認しなければならなかったわけである。<sup>6)</sup>

しかし人々の社会関係にたいする市民法的規制の基本的な路線は、事実においてまったく抽象的な考慮から出発している。市民法の内容をなしている市民法的秩序は、現存の社会関係やそのもつ諸矛盾を、すこしも考慮せずして、たんに抽象的な論理構造をもったものとして、確定されているのである。<sup>7)</sup>このことは“Code civil, 1804”の名によって、一般に知られているフランス民法典のなかに、明確に示されているといえるのである。<sup>8)</sup>Engelsはこの“Code civil”が、近代資本主義的諸関係の法律的規制として、あまりにも典型的なものとしてあらわされていたので、あらゆる国において模範とされたと述べていることについては、すでに明らかにした。<sup>9)</sup>このことは“Code civil”が、ブルジョア的諸関係についての法律的秩序としてもつ、一般的・抽象的な範型としての性格のもとに、構築されていることを示すものである。

(4) F. Engels; Development of Socialism from Utopia to Science, 1892. (邦訳『マルヘン選集』一四卷上△大月書

店 一九五〇年六月▽六六ページ)

(5) 藤田勇 全人民所有の運動形態としての計画契約の法的構造 (社会科学研究八卷三・四号合併号) 四〇ページ。

(6) 高橋幸八郎 市民革命の経済的基礎構造 (法律時報三〇巻四号△一九五八年四月▽) 七三ページ。

(7) Eugen Ehrlich; Die Rechtsfähigkeit, 1909. (川島武宣・三藤正訳 権利能力論△岩波書店・一九四二年一月▽一〇〇ページ)

(8) この“Code Civil, 1804”の制定は、ナポレオンが首席執政として、一八〇〇年八月二二日にトロンシェ・マルウィル、ビゴ・デリ・プレアムニユ、ポルタリスの四人に民法草案の起草を命じたことにはじまる。そしてこれらの起草者達によって提出された草案について、まず“Comde Cassation” (破毀院)・“Cour d'appel” (控訴院)・次に“Conseil d'Etat” (参事院)・“Tribunal” (法制委員会)の順序で審議された後に、“Corps législatif” (立法議会)によって可決されたものである。こうして一八〇四年三月二日に“Code civil de France”として公布されたのである。後になって一八〇七年九月三日法によって制定者の名称を附して、“Code Napoléon”と改称されることになった。もっともこの名称は一八一四年に一日廃止されることになったが、一八五二年三月二七日の勅令によって、ふたたび“Code Napoléon”とされ、こんにちまで続いている。しかし一八七〇年頃から一般に“Code civil”の名称が用いられるようになっていく (パウンド 法の任務 訳註一三〇～一三一ページ)。

(9) F. Engels; Development of Socialism from Utopia to Science, 1892. (邦訳『マルヒエン選集』一四巻上△大月書店 一九五〇年六月▽六六ページ)

このように私的 (資本主義的) 所有の法律制度的確認は、まさに物質的な資本主義的生産関係そのものの法律的反映にほかならない。いかえれば、資本主義的生産関係自体のもつ経済的要求に従って、すべての人を独立・自由・平等なものとして構想する自然法思想にうらずけられているわけである。そしてそれらの者を法律的主体として、諸商品にたいする対物的な社会関係を、法律的主体の諸商品にたいするたんなる支配として理解する。それは支配という概念によって、そこに完全な『所有権』という法律的概念を確立していくためである。<sup>10)</sup> この所有権概念の確立に

よって、小商品生産としての農民の『自由』な商品交換や、取引契約の『自由』が、法律的にも確認されることとなるのである。これが農民をしてブルジョアジーの市民法的秩序を、じぶん達じしんのものであるかのごとく、うけとった要因でもあった。なぜなれば『交換』において初めて個々人の諸生産物が、みずからを貨幣として表示することにより、一般的労働の諸生産物として自からを実証する。だがこの相対性はすでに、諸生産物は、みずからを一般的労働の定在として表示しなければならず、しかも社会的労働の相対的な、量的にのみ相異なる諸表現としてのみ、一般的労働の定在に還元されるという点に横たわっている。だが交換そのものが諸生産物に価値の大きいさを与えるのではない。交換においては諸生産物は、一般的・社会的労働として表示されるのであって、どの程度に諸生産物がかかるものとして自からを表示しうるかは、それ自身、諸生産物が社会的労働として自からを表示しうる範囲に、つまり、諸生産物が交換されうる相手の諸商品の範囲に、つまり市場・取引の広がり、諸生産物をもって自から交換価値として表現する諸商品の系列に依存する<sup>11)</sup>からである。

このように労働生産物が相互に商品として対応することができるのは、労働生産物そのものが、自立的な・相互の私的労働の凝結物としての資格をもっているときにおいてだけである。しかもそうした労働生産物そのものの交換関係が、社会的制度として許容されているばあいには、はじめて労働生産物は相互に関係づけられることになる。従って資本主義的諸関係の形成は、いうまでもなくこれまでの封建法にもとづく『強制』の体系から、なによりもまず直接生産者を身分的に解放することを前提条件となしている。それは独立・自由・平等な市民的自由を基点とする、人と人との社会関係の樹立を必要となしているのである。しかも、この『強制』はいうまでもなく生産手段である土地にたいする、所有関係についての、封建法による経済外的強制によって、保障されたものである。もちろんこの土地所

有関係は、直接生産者、つまり労働主体と生産手段である土地そのものとの結合関係を意味している。従って、そうした結合関係がどのようなものであるべきかは、封建的生産関係そのものに根ざし、そのなかに規定性をみいだすのである。だからこれらの『強制』の解体過程は、これまでの封建社会の解体過程なのである。従ってそれは同じことであるが労働主体と労働諸条件との分離の過程でもあるわけである。さらにそれは直接生産者である農民からの生産手段である土地からの遊離、つまり『自由』な労働力群の創出の過程でもあった<sup>12)</sup>。こうして封建社会の解体過程からは、いろいろの課題が流出してくる。市民法の特徴的な法律的構造をなしている『契約の自由』も、そのもつ経済的な側面は、いうまでもなく個別的な契約関係を通じて、資本の農民にたいする直接の収奪を可能にすることであった。それだけではなく、その政治的な側面は、資本主義社会における支配階級としてのブルジョアジーが、プロレタリアートにたいして政治的支配をなしようということである。だから法律制度としての『契約の自由』は、ブルジョアジーのプロレタリアートにたいする経済的収奪と、政治的支配のための武器として、最大限に役立たしめるといふことである。これが市民法なのである。だから、われわれが市民法の法律的構造を問題とする場合には、とう然のことながら個々の法律や法律制度を具体的に検討してみることの必要性を導きだすことになる<sup>13)</sup>。市民法は体系・連関・一定の調和性をもったものとして、全体としてあくまでも現存の社会・経済的諸関係にたいする法律的秩序としてあらわされる。それは強制的装置としての国家の手を借りてまでも、あくまでも実現しようとする要求なのである<sup>14)</sup>。だから市民法は、資本主義社会に生活しているすべての人の社会関係が、資本主義社会自体の要求している社会・経済的諸条件に適合することにたいする要求に、つらぬかれていることはいうまでもない<sup>15)</sup>。

- (11) K. Marx: Theorien uber den Mehrwert, Vierter Band des "Kapitals", 1. Teil. Dietz Verlag Berlin, 1956. (剰余価値学説史 長谷部文雄訳 青木書店 一九五七年一月〜二八八ページ)
- (12) 高橋幸八郎 市民革命の経済的基礎構造 (法律時報三〇巻四号 一九五八年四月) 七二ページ。
- (13) Академия Наук союза СССР. Институт права теория государства и права, Москва, 1949. (藤田勇訳 国家と法の理論 下巻 巖松堂書店 一九五四年一月〜四九六ページ)
- (14) Marx & Engels in "Deutsch Ideologie, 1848" のなかで、『国家は支配階級の諸個人がかれらの共通利害を主張する形態として一時代の市民社会全体が集約されている形態である。だからその結果として、すべての共通な制度は国家によって媒介され、一つの政治的な形態をとることになる。そこからまるで法律が意志に、しかもその實在的な土台からきりはなされた意志すなわち自由な意志にもとづくかのような幻想がうまれてくる。そうならば法 Recht もおなじく制定法 Gesetz に帰着させられてしまふ』(邦訳マルヘン選集一卷上 大月書店 一九五四年四月〜七四ページ)と述べている。
- (15) このことは Hegel も理解していたようである。Hegel の理解は Kant の法律的概念とあまり異ならないが、市民法が市民社会のそれぞれの個別者の欲望と利益とを偶然と恣意によって侵害するための外面的な手段として設定されたものだとしている (Hegel: Grundlinien der Philosophie des Rechts, Lasons's Aasg. 233. §182 ff.)。

資本主義社会はいうまでもなく、一定の歴史社会として特質づけられた、特殊な社会構造をもった社会なのである。だから資本主義社会は社会の物質的基礎を資本主義的生産関係におき、それを表現している政治的・法律的・道徳的諸関係の、全一的な統一体をなしている。そのため社会関係のうちに、<sup>16)</sup> 現実に実現されることを強制される法律的秩序こそ、こうした市民法的秩序にほかならない。しかし同時に他の面からいえば K. Marx 自身もしばしば述べているように、社会の経済的土台に奉仕する上部構造としての法律は、それぞれの社会における物質的基盤によって規定されている。それとともに、同時に社会の物質的基盤にたいして反作用をなしている。このようにそれぞれの社会

における物質的基盤と、そのうえに築き上げられた法律および法律制度とは、相互に作用しあつて、その社会自体の発展に役立たしめられている。従つて、市民法のもつ資本主義的生産關係にたいする反作用についても、とくに重視しておくことが必要である。<sup>17)</sup>

市民法を構成する個々の法律は、資本主義社会における人々の一般的・共通的な法律的感情として共鳴されたものだという仮説としてなりたっている。しかし実際には市民社会を構成する個々の人々は、いづれも自己の独立的存在を主張する個別者として、たちあらわれているにすぎない。しかもこれらの個別者は、いうまでもなくじぶん自身の生命を維持していくためには、どうしても他人の労働生産物を必要としているのである。人々は他人の労働生産物を利用することなしには、資本主義社会において、けつしてじぶん自身の慾望を充足させることはできない。そのため人々は他人との共存を、つまり他人との結合關係を結ぶことを強制されるのである。かくして成立する人々の社会關係は、とう然のことながら資本主義社会の階級的特質を反映することになる。従つて、社会一般の法律的意識は存在しえないのである。それにもかかわらず、社会全体の共通の・一般的利益を保護するところの社会的秩序が、一切の法律關係にとって、必要なのである。この要求は市民法がまったく外面的な・形式上の一般性を、市民法的秩序とすることによって満されることになる。市民法のもつ法律的構造上の特質は、こういう点に根ざしているのである。

ところが市民法的秩序の外形的な・形式上の一般性は、どうして構築されていくのか。それはすべての個人をあらゆる社会關係のなかで、特定の地位を占めたものとして還元できる所与として、純粹に法律的な類概念として、把握することによって解決することができる。こうして市民法の法律的構造上の出発点である法律的主体は、市民法のも

たざるをえない形式性にもとずいているわけである。この法律的主体は、『権利能力』という純粹に法律的な類概念として、把握されている。その必然的な帰結として、その下降的段階としてのすべての人にたいしても、完全に『平等』なものであるという觀念的要求が、論理的に提起されてくるわけである。もともと市民法における『平等』は、たんに法律關係の主体のもつ『権利能力』にたいする、平等な資格として考えられたのにすぎない。しかもこのことはフランス革命に勝利した人々、ことにブルジョアジーのもつ財産にたいする最大限に可能な平等分配についての熱望にたいして、現実合致することができたのである。もちろんとう時においても財産にたいする平等は、すべての人についてけつして実現しえないものではあったが。しかしやはり努力には価する理念ではあった。だから理念である限り、抽象的な・一般的な『平等なもの』としての意味をもっていたのである。そして、そこから人々は自由に社会活動をなすことができるのだという要求が形成されてくる。つまり『自由』の法律的概念が形成されたのである。そしてこの『自由』の法律的概念は、同時に『平等』の法律的概念と結びついて、市民法の法律的構造をますます体系化していくことができた。それはこの両者の結びつきによって、いっそう人々に法律的確信をあたえるからである。こうして人々の独立・自由・平等という統一された法律的概念が完結し、それがブルジョア的世界觀をなしたのである。

(16) この点について、マルクスはアネンコフ宛の書簡で、つぎのように述べている。すなわち、『人間はあれやこれやの社会的形態を、かつてにえらぶことができるか？だんじてできない。人間の生産力の一定の状態を想定してみたまえ。君は一定の社会的秩序、家族、身分または階級の一定の組織、一言でいえば一定のブルジョア的社會をもつことになる。これはつまり、ブルジョアの社會の公の表現なのである』(邦訳『マルレーン』選集一卷下A大月書店 一九五〇年四月V二六四ページ)と。

(17) この点については、まえにかかげた宮川澄『民法学研究についての一考察』(立教経済学研究九卷二号)の『三、民法的意識と民法規範との相互関係』の項の論述について、参照していただきたい。そこではくわしくこの点について論及されて  
529

(81) E. Ehrlich, Die Rechtsfähigkeit, 1909. (川島武宣・三藤正訳「権利能力論」) ▲斐蘭 一九四二年一月▽一〇〇〜一

〇一ページ)

資本主義社会における個人とは、こういうものであった。市民法においては、個人は法律的主体に還元されてしま  
 い、自由に意欲する主体・自由意思の主体として理解されていた。資本主義社会はこうした個人のたんなる総和、も  
 しくは集合概念として理解されている。しかも個人は人間理性のない手と考えられているのである。そのため、個  
 人はじぶんの意欲することをなす個別的自由を抛棄し、あるいは制限するときのみ、他の個人とのあいだに、社会  
 的結合をもちうるのであると理解されてきた。理性的な人間のもつ自由は、こうした『自由』であった。従ってこの  
 自由は、消極的自由であり、恣意の自由であった。それはじぶん自から特定の作為・不作為を決定することができる  
 個人の自由を、意味しているにすぎなかった。従って、市民法における個人は、その出生とともに、その絶対性によ  
 り、じぶん自身の意欲する社会的活動の絶対的な自由をもち、すべての人は完全に平等であるという仮説にたってい  
 るのである。市民法の個人にたいするこの規定性、すなわち独立・自由・平等こそが、法律関係におけるつまり人々  
 の全法律的生活における基礎をなしているのである。<sup>19)</sup>このように市民法がこうした仮説の上に立脚しているというこ  
 とは、市民法では現実に社会関係を結んでいる人々が、社会のなかで占めている多様な社会的地位にもとづく個別  
 性を、まったく無視されていることを意味するのである。つまり市民法はまずこうして孤立的に構造された個人  
 (Individuum)のうえに、形成された法律なのである。このように市民法上で活躍する人々にたいして、法律的主体と



いう法律的概念をもちいさえすれば、たちどころに独立・自由・平等という概念 (Gleichheitsbegriff) が一般化でき、人々の現実の社会生活におけるあらゆる差別性を、無視することができることになる。すなわちブルジョアジーもプロレタリアートも、そして個人でも団体でも、ひとしく『法律的人格』をもつ以上平等視されてしまう。そしてこの平等な法律的人格者の概念が、さらに一步前進してすべての法律関係にとっての平等性・自由性が、つまりすべての法律上の平等 (Rechtliche Gleichheit) 平等なる所有の自由 (Gleiche Eigentumsfreiheit) 平等なる契約の自由 (Gleiche Vertragsfreiheit) という法理が、そこからうみ出されることになる。こうして法律的人格という概念のなかには、それらすべての法理が内包され、市民法の法律的構造をなしている。<sup>20)</sup>

こうした市民法のもつ法律的構造は、全体として資本主義的生産諸関係を発展させるために役だつような、法律的手段を提供することにある。市民法の法律的人格の概念的構成も、人々をこれまでの一切の封建的束縛から解放し、生産手段にたいする私的 (資本主義的) 所有と、自由な労働者を形成するためであった。だからすでに述べたように、封建的不平等・封建的身分制を排除し、そこに人々の法律的平等の樹立の諸要求を実現する、法律的手段としての法律的構造をもつたのである。これは封建社会の経済的諸関係のなかに商品交換関係が、経済的肢態として展開するやいなや、急激にしかも全生活的体系にわたる範囲にわたって、拡大・強化されていくことを背景として構成されていった。<sup>21)</sup> しかも資本主義社会における人と人との関係は、資本主義的生産諸過程に結びつけられた人と人との関係を意味している。だから資本主義社会における人と人との関係は、物質的諸関係からまったく切りはなされたたんなる精神的な結合関係であるとはいえない。実はその根底に存在している物質的な資本主義的生産関係を、表現しているのである。つまり生産関係は、直接的には外形的な人々の社会関係としてあらわされる。そして個々の人の関連

は、その社会に要求される法律の秩序によって規定されることになる。それにもかかわらず、資本主義社会における人と人との関係は、ばらばらな・多様な形態をもってあらわれている。だからそれらのあいだには、なんらの統一性をもたない、たんなる恣意的な精神的関係としての外見性があたえられることになる。

だがそれらの社会関係は、われわれがしばしば考察してきたように、資本主義社会の社会・経済的構造からして、具体的に確定され、全一的に統一されているのである。それら全体は、あくまでも資本主義的生産や再生産の諸関係を、構成しているのである。しかもその一般的条件を確保することのできるものでなければならぬ。従って、人の恣意的意図そのものからは、まったく切りはなされた社会的関連性として、あらわれているのである。それは資本主義的生産関係そのものが、抽象性という論理構造をもちいつつ、意識的にきめられ、望まれたものとして確定されているのである。<sup>22)</sup> こうしてもともと経済的組織者としての機能を、すこしももっていなかった市民法は、直接に商品の生産過程における局面を規律することはできない。市民法は生産過程の諸局面は、経済的自由主義に放任する条件をうちたてる役割を果たすだけである。そして諸商品の流通過程における局面にたいして、能動的に作用し直接に規律することになる。<sup>23)</sup>

(19) 吉富重夫 政治的統一の理論(有斐閣 一九五五年四月)三〇三ページ。

(20) 橋本文雄 市民法と社会法(有斐閣 一九五七年三月)四〇三ページ。

(21) この点について F. Engels は "Eugen Dührings Umwälzung der Wissenschaft [Anti Dühring], 1877." のなかでつぎのように述べている。すなわち『それは工業と商業との利益のために要求されたのであるが、このおなじ平等な権利は多数の農民のためにも要求されざるをえなかつた。彼らは完全な農奴的身分にあるものをはじめとし、あらゆる階層の隷属状態しているのであるが、彼らの労働時間の大部分を無償で封建領主にささげ、なおそのほかに無数の貢租を、領主と国家とにおさめ

なければならなかった。他方でまた封建的優遇、貴族の免税、個々の身分の政治的特権も、同様に廃棄されるべきであるという要求がでてこないわけにはゆかなかつた。そして人々はやローマ帝国がそうであったような、一つの世界帝国にすんでいるのではなく、独立の、相互に同等な交際をしている、ほとんど同じ高さのブルジョアの発展をとげた、諸国家の一体系のうちにすんでいるから、その要求がある普遍的な、個々の国家を超越した性格をおび、自由と平等とが人権として宣言されたことは自明のことであつた。ところがこの場合に、こうした人権のブルジョア特有のものとしての性格をよくあらわしているのは、人権をみとめた最初の憲法であるアメリカ憲法がその一つの口の下から、アメリカに存在している有色人種の奴隸制を是認しているという事実である。すなわち階級的特権は追放されるが、人種の特権は神聖化されるのである』（邦訳『マルエン』選集一四卷上A大月書店 一九五〇年六月V二二七―二二〇ページ）と述べている。

(22) ヒルファデング 金融資本論第一冊（林要訳 国民文庫版 一九五五年四月）一三ページ―一四ページ。

(23) ヘルマン・クレンナー 階級斗争遂行の手段としての合法性の諸形態と意義（ソヴェト法学二巻二号）四八ページ。

いうまでもなく商品の流通過程に登場してくる商品所有者は、相互に商品の私有者・商品のにない手たることを認めあわなければならない。しかもこれらの商品所有者は、法律的主体なのであるから、個々の権利関係にたたざれているわけである。つまり資本主義社会にあっては、社会関係は権利と義務との対立関係として把えられ、従つて法律関係にまで昇格させられることになる。この権利関係は『契約』という法律的形式・法律的形態をとつて示されている。だからこの法律関係としての契約関係は、経済上の関係を反映するものである。しかもそれは法律的主体の、すなわち商品所有者の意思関係なのである。そしてこの意思関係の内容は、経済上の関係それ自体によって、商品所有者にあたえられたものである。<sup>24)</sup> こうして資本主義社会における社会関係は、法律関係として展開している限り、それは権利と義務との両極的相互性をもつことになる。しかもこの法律関係が、市民法の規律の対象をなしている。市民法はそうした法律関係を資本主義的法律秩序をうらたてようとする。それは資本主義国家を媒介として、はじめて実

現することができる。なぜならば、資本主義社会においては社会の物質的土台、つまり資本主義的生産関係によって、そこに一定のブルジョアの支配の体系が導きだされてくるからである。つまりそうした政治的諸関係によって、その上にそびえたつところの資本主義国家が形成される。そしてこの資本主義国家には、すべての法律関係を資本主義的法律秩序に、すなわち、人々の社会関係を資本主義的生産関係に照応するものとして、目的意識的に規律して、統一してゆくというブルジョアの諸要求が内包されている。市民法の法律的構造は、それに奉仕することができるように、目的意識的にくみたてられているのである。

この資本主義社会が政治的社会としての資本主義国家と、非政治的社会としての市民社会との分裂・対抗という、観念的な論理構造に照応して、『公法』と『私法』が分裂・対立していることは周知のとおりである。資本主義的法律体系における『公法』と『私法』という、この二元的構造が、資本主義社会に固有な歴史的現象としてあらわれてくる。それはW—G—Wという経済的な循環過程と富(剰余価値)の実現を原基的形態としている社会だけが、はじめて私的(資本主義的)所有を、普遍的な商品所有とすることができからである。従って、資本主義社会においては、商品所有がもっとも純粹な私的所有(reines Privateigentum)として発展することになる。そして市民法の法律的構造の究極的基礎は、ここにおかれているといえるだろう。<sup>25)</sup> こうして市民法は私的(資本主義的)所有・法律的主体・契約という、法律的概念を基軸として、くみたてられているといえる。これらが市民法のもつ構造を決定する、主要な要因をなしているといえるだろう。

(24) K. Marx, Das Kapital (Bd 1, s. 51) (長谷部文雄訳 資本論(一) 青木文庫版 一九五一年一〇月) 一三〇~一三一ページ)

(二) 市民法の理念

これまでの封建社会の胎内に私的(資本主義的)所有の法律的概念が、経済的な諸商品の交換関係の拡大・強化を基盤として形成されてきた。それはやがて市民法の法律的構造をなすこととなった。それはブルジョア革命を支点として、これまでの一切の封建的支配関係から、私的所有そのものを解放しつつ、商品所有を純粹な私的(資本主義的)所有として、資本主義社会の普遍的な法律的基础たらしめたことを意味している。封建法のもとでは、法律によって人々の自由を保障しようなどとは、すこしも考えられていなかった。ところが封建社会の胎内に新しい生産様式が、次第に形成されてゆけば、商品交換が人々の意思にかかわりなく、この社会の普遍的な・一般的なものとして発展せざるをえない。そのことは法律制度的保障を必要とするようになってくる。従って、どうしてもこれまでの政治的諸特権、つまり王権をとりまく貴族や僧侶の特権階級の権力の打倒が、必要となってきた。そして所有権の保障、自由な経済的活動、自由な商品交換を実現せざるをえなかった。これまでの専制的・封建的な固定化した社会構成は、まずとりのぞかなければならない桎梏となった。もちろんこれは思想の面では、すでにわれわれが考察したように、*Montesquieu* や *Rousseau* などの啓蒙期自然法学者の思想に支持されて、権力の分立や国民主権の確立という、政治的要求としてあらわれたわけである。これらの啓蒙期自然法の主張のなかに示されている理念が、この市民法の論理的構造をなしているのはいうまでもない。このことはかの“code civil, 1804”の起草者の一人であった *Portalis* (1745~1807) が、強調していることでも理解できると思う。たとえば *Portalis* は『立法者は、法律が人間

のために作られたもので、人間が法律のために作られたものでないこと、法律はそれが作られた当の国民の性格慣習及び状態に、適応せしめられなければならないことを看過してはならぬ<sup>2)</sup>と述べている。このことによってわれわれは、Portalis が啓蒙期自然法思想の影響のもとにあることをしることができ、しかしそれとともに、同時にPortalis 自身がこの啓蒙期自然法のもつ、合理主義的・先験的方法の欠陥を、するどく認識していたことをも理解することができるわけである。こうしてこの“code civil, 1804.”は、なかば永久的な生命を持続することができたのであった<sup>3)</sup>。

従って、この『自然法』の理論(Dogma)はすべて多かれすくなかれ、市民法の創造に役だってきた。それは市民法の法律的構造にたいして、いちざるしい影響をあたえたのである。そしてこの自然法の理論は部分的にいえば、それが成立することになった社会・経済的条件をはるかに越えて、市民法の論理構造における独自の発展の要素となることができたのであった。市民法は形式的にまず論理的に抽象的な市民法として、発展しようとする傾向をつよくもっていた。これは市民法自体のもつ性格から生れてくる。しかしそのことは一般的にいって、市民法思想における論理を強化していくことを、助長する作用をなしたのはいうまでもない。そして実質的にみると、それらの影響力は、そのときどきの社会・経済的諸条件に従って、ブルジョアジー自身の都合に従って、どのようにでも解釈することができるという点で、重要な意味をもっていた。<sup>4)</sup>市民法が『自然法』に立脚しているという主張によって、あたかも『理性にかなった』(Vernünftigkeit)ものだというような論証がひきだされてくる。しかもそれが社会一般に妥当しうるかのような論理を、獲得することになる。これは市民法自体が特殊な正しさをもっているように、推論させることになる根拠をなしている。

- (1) 尾高朝雄 法の社会的構造(勁章書房 一九五七年一〇月)三四四ページ。
- (2) 野田良之訳 ポリタリス『民法典序説』(日本評論社 一九四八年九月)一八八―一七九ページ。
- (3) 船田亨二 法律思想史(河出書房 一九四三年一〇月)三〇八ページ・恆藤恭二 近世フランス法思想(法哲学講座三卷 有斐閣 一九五六年一〇月)一四三ページ。
- (4) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 1921, S. 501.

われわれがこれまで理解してきたように、市民法は特殊な社会関係、つまり商品の生産と交換にあらわれる人々の社会関係の形態または秩序をなしている。市民法は、資本主義的生産関係としての人々の社会関係を、そのときどきの経済的諸要求に従って、現存の秩序として規制していくのである。だから具体的な考察においては、法律一般としてではなく、歴史的範疇としての法律を、つまりここでは市民法が、資本主義的生産関係によって規定されているという、機械的な理解に限定してはならない。資本主義社会はたえず発展し、従って市民法自体もつねに変化のうちにおかれているからである。従って市民法の発展は、私的所有の発展と有機的に結合しているわけである。それは市民法が資本主義社会における生産用具・生産手段にたいする資本主義的私的所有を基礎として、つくりだされているからである。<sup>7)</sup>

資本主義社会は他の社会がそうであったと同じように、統一的全体をなしている。このことはまえに述べたとおりである。そのため資本主義社会を構成するすべての人は、資本主義的生産と交換の過程で、社会関係をむすんでいるわけである。こうして人々は特定の歴史社会のなかで、現実の社会生活を営んでいる。このように人々が社会に組織づけられているのは、けっして偶然的な力の結果ではない。人々は社会のなかに統一されて、はじめて生きていくことができるし、あらゆる生活手段を生産することができるのである。このように人々は、けっして孤立し自立する個

人ではないのである。それにもかかわらず、われわれがすでに理解したように、市民法は法律的主体という法律的概念をもちいて、個人を独立・自由・平等なものとしてとらえている。これはどうしたわけだろうか。市民法は商品交換、つまり  $W-G-W$  という物質的關係を表現している人々の法律關係を、直接の規律対象となしている。しかもそうした法律關係は、いわば商品交換という經濟的過程にあらわれるのであるから、あくまでも労働生産物が商品形態をとり、それが商品市場にもちだされ、そこで交換されるという經濟的な發展段階のそれぞれの局面で、充分な經濟的機能を發揮しうるような、社会的形態をとっていなければならない。この歴史的範疇としての労働生産物の商品への転化への社会過程において、具体的な人間 (Mensch) は、権利主体 (Rechtssubjekt) または法律的人格者 (Rechtsperson) となるのである。この限りでは  $W-G-W$  の經濟的過程は、法律關係という法律的過程に転化されることができ、法律的主体間の關係たりうるのである。<sup>8)</sup>

このように法律關係を規律する市民法は、資本主義社会における經濟關係の法律的な外被にほかならない。つまり法律關係は、商品交換という經濟關係を反映しているところの、法律的主体の相互的な意思關係としてしめされる。しかも、この意思關係の現実の主体は、いままでもなく商品の交換者それじしん、すなわち商品市場にたちあわれ現実に商品を交換し、意思を媒介とするところの商品所有者なのである。<sup>9)</sup> しかもわれわれの生活手段の生産過程で、人と人とのあいだにできあがる諸關係は、法律的概念構成をとって、法律關係としてかたく結びあわされている。<sup>10)</sup> このことが人々の社会關係の根源としての生産手段にたいする所有關係を中核として、労働生産物である諸商品にたいする所有關係をも、規制する必要が生ずることになる。市民法における所有關係は、法律的主体と物とのあいだの支配關係という、法律的概念構成に従ってなされている。しかしそうした支配關係にたいする秩序そのものは、現実の



資本主義的生産關係そのものを反映するものである。そういう意味でそれは必然的に、資本主義的法律制度の根源をなしているのである。つまり民法が資本主義的生産關係を維持し、擁護するという理念が開花しうるわけである。この民法上の所有關係は、すべての法律關係がそうであるように、政治的に支配階級であるブルジョアジーの法律的意識と、市民法化された意思とを通過している。そのことによって所有關係は、たんなる人々の意思行為に還元されてしまい、所有關係がしめしている事実上の差別性は、まったく無視されてしまうのである。<sup>11)</sup>これは人々の社会生活そのものを、平均化し・一般化することによって抽象するという、ブルジョア法的なてくだによって、たやすく実現することができるのである。こうして所有權という法律的概念は、ブルジョア的手法に従って、法律的に構成されているのである。

(5) 熊倉武・宮川澄 市民の法律△青木講座法律Ⅱ▽(青木書店 一九五七年七月)二〇ページ。

(9) Стадревич, А. К. путь развития советской правовой мысли. Издательство Коммунистического Академии, Москва. 1928. (山之内一郎訳 サヴェト法思想の發展過程△大畑書店 一九三三年四月▽八八ページ)

(7) K. Marx & F. Engels 的 "Deutsche Ideologie, 1848" のなかで、国家・法と所有にかんする問題を考察しつつ、私法と私的所有とのきりはながたい有機的関連を確証している。すなわち、『私法は、私的所有と並行して自然発生的な共同体の崩壊過程から發展してくる。ローマ人においては、私的所有および私法の發展は、かれらの「全」生産方法が変化しなかつたがゆえに、より進んだ産業上および商業上の諸結果をもなわなかつた。封建的共同体が産業と商業とによって解体せしめられた近代的諸民族にあっては、私的所有および私法の成立とともに、より一層の發展に適する新しい局面がはじまつた』(邦訳『マルヒエン選集』四卷上△大月書店 一九五〇年四月▽五三ページ)と述べている。

(8) 加古祐二郎 理論法学の諸問題(日本科学社 一九四八年七月)一七一ページ。

(9) 加古祐二郎 理論法学の諸問題(日本科学社 一九四八年七月)七七ページ。

(10) ローゼンタール ソヴェト研究者協会訳 弁証法(青木書店 一九五四年十一月)七一ページ

(11) *Всесоюзный Институт Юридических Наук Министрства Юстиции СССР, Собрание трудовое право, Москва—1949* (山之内二郎 ソヴェト労働法上巻▲藤松堂書店 一九五四年一〇月▼九五ページ)

資本主義社会の発展と相表裏しているこの市民法体系のなかには、いうまでもなく商品交換の自由という資本主義社会における人々の経済的諸活動にたいする。自由の要求に根ざした法律的理念が、表現されているわけである。それは資本主義社会におけるあらゆる生産手段にたいする私的(資本主義的)所有を、確立してゆくことであった。市民法はこの理念に従って、商品所有を純粹に『物』にたいする支配の体系として確立していった。つまり商品所有者の個性や経済的諸条件にわずらわせられずに、抽象的な権利たらしめるといふ論理構成を採用したのである。従って市民法のもつ法律的结构は、市民法自体のもつ理念の貫徹という目的意識的な論理構造に従っているわけである。こうして『物』にたいして支配権の変動・移転という純粹な法律的思想を通じて、資本主義社会の経済的要求を満足させることができる。それは自由な商品交換を可能ならしめようとする、資本主義的要求に合致しているのである。いうまでもなくそれぞれの社会における具体的な所有の諸形態は、それぞれの社会的生産の客観的諸条件によって規定されている。それは生産手段の保有者とその生産手段に、現実に労働力を添加する主体との関係である。いかえれば所有主体と労働主体との論理的連関のなかに、その本質的契機をはらんでいるわけである。私的(資本主義的)所有は、この生産手段にたいする所有主体と労働主体との完全な分離を前程としているわけである。封建社会から資本主義社会への全移行期において、はじめはじょじょにそして後には急速にこのことはなしとげられた。このことについてはすでに考察した。

この分離された所有主体と労働主体との関係を媒介する社会関係は、周知のように商品交換関係である。そしてそ

の法律的形態である『契約』が、私的（資本主義的）所有の本質的な表現形態をなしているのである。<sup>13)</sup>すべての法律  
的範疇は、特定の歴史的形態規定のもとでの社会関係の表現として、把握しなければならぬことはすでに述べた。  
従ってこの所有 (Eigentum) も特定の歴史社会である資本主義社会における物質関係としての所有関係の表現、つま  
りそのイデオロギー的表現形態なのである。従ってこの物質的關係としての所有關係は、一方の側面では生産手段  
にたいする關係をあらわしている。それと同時に他の側面では、必然的に生産關係の總體、つまり商品の生産Ⅱ交換  
という動的關係をもしめしていることはいうまでもない。<sup>14)</sup>しかも市民法においてこの私的（資本主義的）所有は、完  
全に排他的な『物』の使用・収益・処分というような諸權能の統一であると理解している。しかもそれは個々の人に  
ゆだねられているのである。市民法でこういうような法律的概念をあたえられている完全に排他的な所有權のもとで  
は、物にたいする支配自体は、前面に押しだされてしまうことになる。そしてそれを媒介となしている人々の關係は、  
その背後にまったくまいぼつされてしまう。なんとなれば特定の法律的主体が、完全に『物』の支配權を掌握して  
いる状態が所有であるとすれば、逆説的にいえば所有の法律的概念は、純粹に『物』とその法律的主体との關係とし  
て、轉化されるからである。<sup>15)</sup>つまりこのことは人々の労働生産物が商品へ、すなわち市場諸關係の客體へと弁証法的  
轉化をなしとげていく過程である。つまりこの過程において、人々はまず單純な生産物の所有者から、商品諸關係に  
とつての主体である商品所有者へと、轉化することを意味している。<sup>16)</sup>このことによつて商品流通の諸關係にたいし  
て、さらに權利の主体、つまり法律的人格がつけくわえられることになる。従つて法律的概念からすれば、ほかなら  
ぬこの法律的主体の意思が、商品自体を支配していることとなるわけである。<sup>17)</sup>こうして人々の社会關係は、市民法的  
見地から現象的に把握していけば、一定の歴史的形態をとつた物質的財貨の取得 (Aneignung) としての商品交換と

いう、運動過程として把握されることができる。

- (12) 吾妻光峻 物権・担保物権 (弘文堂 一九五四年四月) 四一五ページ。
- (13) 藤田勇 社会主義的所有と契約 (東京大学出版会 一九五七年一月) 二八四ページ。
- (14) 藤田勇 法範疇としての所有——一つの覚書 ソヴェト法学一卷四号 (一九五五年一月) 三四ページ以下。
- (15) 尾高朝雄 法律の社会的構造 (勁草書房 一九五七年一〇月) 二〇六ページ。
- (16) E. B. Paschukanis; Allgemeine Rechtslehre und Marxismus, 1928. (佐藤栄訳 法の一般理論とマルキシズム) 彰考書院 一九四六年四月) 七一ページ)
- (17) K. Marx は "Das Kapital" のなかで、『これ等の物を商品として相互に關係せしめるためには、商品所有者自身は彼等の意思をそれ等の物に宿すところの人格として相互に關係せねばならない』(長谷部文雄訳「資本論」一卷) 青木文庫版一九五二年二月) 五三三ページ) と述べている。

これは市民法の一つの基礎的な法律的形態をなしている。契約は  $G-W-G'$  に基礎づけられて、 $W-G-W$  の媒介形態となっている。そこでは契約の目的がなによりもまず抽象的な『価値』の支配という法律的形態をとっている。つまり人々が市民法で要求された契約を履行し、その内容を実現することは、それに先行している生産過程ですでに創出されてしまっている『剰余価値』を実現することを意味している。そして現象的には、契約自体の媒介契機をなし、契約の履行によつてはじめて実現される場所の『使用価値』そのものに対する支配は、『価値』一般の支配として考察されてしまっている。しかしそれが剰余価値の実現をささえるものとしてのみ、意味をもつことはいうまでもない。商品流通過程では、商品自体の移転と商品自体にたいする所有の移転とが、同時に、いっしょになされている。しかし単純商品生産においては、この商品の移転自体が本質的なものであって、商品交換はたんなる商品自体にたいする所有の移転の動機をなしていたのである。だから単純商品交換にあっては、商品自体にたいする所

有の移転は、たんに商品の移転を完結するための、法律的手段をあらわしていたにすぎなかった。というのは生産の決定的な動機をなしていたのは、いうまでもなくその商品自体のもつ『使用価値』であり、人々の欲望充足のための諸資料の創出ということであった。ところが資本主義的な商品流通においては、それとともに生産過程においてすでに附加された『剰余価値』の獲得・実現を意味していたわけである。しかもそれが第一義的意味をもっていた。<sup>18)</sup>つまり事態のすべては逆転しているわけである。そしてこのことを実現するためには、どうしても市民法上において商品交換を可能にする法律的原基形態、つまりそのイデオロギー的表現である法律的範疇としての『所有』という、法律的概念の形成を必要とする。<sup>19)</sup>そして契約関係はこのような物質的關係としての所有の運動の諸様相・諸側面・諸段階に対応してそのもっとも直接的な端初的表現形態である『所有権』を基礎として、所与の社会構成体の法律的諸現象の全展開系列の上に築かれている。市民法はそれらの不可分の統一体として、その全存在構造として把握されているわけである。<sup>20)</sup>かくして所有権を原基形態として、さらにその展開系列として『契約』が成立することになる。そしてこの『契約』はまさに法律的主体の主体的な意思表示の合致としての、一個の『共通意思』(Gemeinsamer Wille)を形成しているわけである。しかも市民法においていわれる『意思の自由』は、私的(資本制的)所有の運動法則、いかえれば資本主義社会における経済的必然性の、個々の商品主体の運動過程をしめす側面における現象である。そこでの『意思の自由』がいわゆる経済的自由にもとずいて、規定されたものであることはいうまでもない。<sup>21)</sup>

(18) Rudolf Hilferding: *Das Finanzkapital. Eine Studie über die jüngste Entwicklung des Kapitalismus*, 1910. (林要訳 金融資本論(一) 国民文庫版 一九五五年四月 二二六ページ)

(19) 橋本文雄 社会法の市民法(有斐閣 一九五七年三月) 四九六ページ。ここではすべての法律的範疇が一面において、現実の社会関係によって規定され、同時に他面においてイデオロギーとしてしめされていることの論証がなされている。そして

市民法を理解するためには、どうしてもこの二つの契機を顧慮しなければならぬと述べている。

(20) 藤田勇 全人民所有の運動形態としての計画契約の法的構造 (社会科学研究八卷三・四合併号) 四〇ページ

(21) F. Engels が述べているように、自由とは『自然法則からの夢想された独立性のうちにあるのではなく、この法則の認識のうちに、またこの認識によってあたえられる可能性、すなわち、この法則を一定の目的にたいして計画的に作用させる可能性のうちにある』<sup>22)</sup> であり、意思の自由とは『事物にかんする知識をもって決定をおこなう能力をいうにほかならない』(F. Engels, Heren Eugen Dührings Umwälzung der Wissenschaft, Dietz, 1953, S. 138)。このように『自由』ということはこうした自然法則や社会発展の法則とはきりはなされた次元でとらえられるべきではないだろう。

こうして市民法の法律的構造をなしている所有権・法律的主体・契約という概念構成は相互にふかからみあって、いうまでもなく資本主義的生産における剰余価値を目にみえる形態に転化し、拡大再生産に役立つことになる。市民法の理念は契約自由という市民法の一般的原则に従って、まず第一に、商品市場において商品所有者が、じぶんの商品にたいする所有という地位を利用して、市民法のもとでも経済的競争に勝利する法律的手段をあたえることになる。こうしてブルジョアジーのみが、直接的にこの経済上の支配的地位をじぶんに獲得するために市民法を役だて、利用する。従って商品市場にたちあらわれるブルジョアジーだけが、こうした市民法的秩序にとって、直接の利害関係をもつことになるのである。こんにも平均利潤の獲得という経済的活動における目的は生きつづけている。しかし同時に最大限利潤の獲得という独占資本の究極の要求が、第一義的意義をもつようにならなければならない。こうした最大限利潤の獲得という目的に導かれているから、個々の法律的主体にとっては、契約そのものの目的をなしている履行、つまり具体的な商品を現実にうけとるかどうかは、どうでもよいこととなってしまった。なぜならば資本主義的生産・再生産が自由競争と無政府性にとつらぬかれて、自然発生的な性格をおびている限りにおいては、

剰余価値の実現をめざして、自然発生的に形成されることになる商品流通過程の個々の環には、契約という法律形式だけが必要なのである。契約はその意味において重要性をもっている。しかし実際にどのような契約の内容が履行されるかは、まったく契約の当事者の自由な裁量にゆだねられている。

もちろん全社会的規模における契約関係を総体としてみれば、契約の内容が直接に現実に実現・履行されなければならぬ。契約の履行はいうまでもなく社会的生産・再生産のための前提条件をなしている。なぜならば個々の商品のもつ使用価値の創出・実現なしには、交換価値の創出・実現もありえないからである。そのため契約の内容の実現・履行は国家権力によって法律的に強制され、保護されざるをえない。市民法の理念的表現は、契約の履行の法律保障にも示されている。しかし資本主義的生産・再生産は、なによりもまず剰余価値の取得の法則に貫徹かれ、価値の支配、剰余価値の実現という目的によって、必然的に媒介されている。だから商品交換関係、つまり契約関係の個々の当事者にとって、市民法の法律的強制にもかかわらず、契約の内容が、直接的・現実的に履行されるか、あるいはそれに代る履行・貨幣的等価の給付としてなされるかは、本質的にすこしも異ならないのである。<sup>23)</sup>そして市民法は実際の商品交換上の諸経験によって、ブルジョアジーの利益のために、いろいろの契約の範型を創設していく自由をも内包している。それらの契約の範型はのちに述べるように、独占資本主義のもとでは定型化されてしまう。つまり約款化されて独占資本の経済的優位を極度に利用して、強制契約となってくる。もちろんそれとてすべての法律的主体が利用できる自由をもっているにはちがいないが、しかし事実においてはブルジョアジーだけが、それを利用することの留保をなしていることは、事実のしめすとおりである。<sup>24)</sup>

この商品所有者が法律的主体として法律関係をむすび、市民法的秩序のもとで法律的活動をなすことが許されてい

るのは、『契約自由』(Vertragsfreiheit)の原理によって、一般に理解されている。しかもこの契約自由が個々の法律関係にとって、どの程度の自由を意味しているかは、つまり法律的主体間になされる法律行為の内容が、どれほど民法法によって『効力あるもの』(sultig)として保障されているかは、具体的な社会・経済的条件によって、定められていることはいうまでもない。かくして上述の法律的主体間に設定された『法律関係』と、労働価値を基礎とする等価の商品の交換関係とは、それぞれ独自の形態をとる組織的秩序によって、規定されることになる。法律関係にたいする社会的秩序は、それぞれの法律的主体の形式的な自由・平等のもとにたつ市民法的秩序であり、<sup>25)</sup>経済的な商品の交換関係にたいする秩序は、経済的自由である。そしてこの市民法秩序は、商品の私有者である法律的主体間における契約の存在によって、特徴づけられている。『社会関係のかかる体系(あるいは秩序)』が、すなわち市民法なのである。市民法の本質は P. J. Stutschka の言葉に従えば『正にこの法関係の体系あるいは秩序にある』<sup>26)</sup>といえるのである。したがってまたこのように法律行為によって処分する『権能をあたえる』法的諸命題が、法律の秩序全体のうちでは、どれほどの意義をもっているかということとは、とう然のことながらなによりもまず市場の拡大という機能が、どのようであるかにかかっている。自足自給経済が有力におこなわれ、交換がみられないところでは、とう然に法律は命令および禁止の命題によって、以上の場合よりもはるかによく機能する。たとえばかつての封建法は個人がそのなかへ生まれおち、またはそこにあるように教育され、また純経済的現象以外のできごとによって、個人がそこにおかれている。そうした状態を法律的諸関係の一つの複合体として外部から限定し、そのようにして『うまれながらの』(angeboren)自由の領域ないし経済外的な諸契機によって、規定された自由の領域を、個人にあてがうように機能するのである。<sup>27)</sup>



われわれはいろいろの角度から民法がどのような理念を表現しているか、民法の法律的構造との関連において、考察してきた。全体としてみれば民法の法律的構造をなしている私的（資本主義的）所有・法律的主体・契約などの諸概念が、民法の理念の構造的表現としてあらわされているということが出来る。民法の理念は、けっきよくのところ一般に民法の原理として理解されている、所有権の絶対性や契約自由の原則などの諸原理としての現象形態をとりつつ、民法のなかに貫徹されることになるのである。<sup>28)</sup>

(22) この資本主義的生産・再生産の無政府性については、F. Engels は“Anti Dühring”のなかでつぎのように述べている。すなわち『生産者たちが、そこでは彼ら自身の社会的連関にたいする支配力をうしなっている』ということである。各人はたまたま自分の自由になる生産手段で、自分の個人的な交換慾のために、てんでに生産する。だれ一人として、自分の商品と同じものが、どれだけ市場にあらわれるか、そのうちいったいどれだけのものが需要されるかということを知らないし、まただれ一人として、自分の個人的生産物が実際の需要をみいだせるかどうか。それがその生産費を回収できるかどうか。あるいはいったいそれが売られるかどうか、ということを知らない。勢力をふるっているのは、社会的生産の無政府状態である』（邦訳『マルレーン選集』一四卷△大月書店 一九五〇年六月▽四六二ページ）と。

- (23) 藤田勇 社会主義的所有と契約（東京大学出版会 一九五七年一月）二一三ページ。  
(24) マックス・ウェーバー 法社会学上 小野木常編訳（日本評論新社 一九五八年二月）二三八ページ。  
(25) K. Marx: Das Kapital（長谷部文雄訳「資本論」一卷△青木文庫版 一九五一年一月▽五三三ページ）  
(26) A. K. Stralbreitny; Путь развития советской Проводной мысли. Издательство Коммунистической Академии. Москва. 1928.（山之内一郎訳 サヴェト法思想の発展過程 △大畑書店 一九三三年四月▽八六一八七ページ）  
(27) Max Weber; Wirtschaft und Gesellschaft, 4 aufl, 1956.（小野木常編訳 法社会学上△日本評論新社 一九五八年二月▽一三〇〜一三二ページ）

(28) この点については宮川澄『民法学研究についての一考察(三)』（立教経済学研究九卷二号△一九五六年一月▽）の『四、民

法における基本的原理の被制約性』の項にくわしく述べているから、重複をさけるために、とくに説明をばぶくことにした。従って、それを参照していただきたい。

——(以下次号)——